

児童文化財の活用について  
— 養成校における授業内容と実践 —

**Regarding the use of children's cultural properties**  
**-Class content and practice at childcare training schools-**

松 尾 裕 美  
Hiromi Matsuo



# 児童文化財の活用について

## — 養成校における授業内容と実践 —

### Regarding the use of children's cultural properties -Class content and practice at childcare training schools-

松尾裕美

Hiromi Matsuo

#### I. 問題と目的

保育者養成校の授業では、講義科目、演習科目に分かれている。教育技術論においては演習科目であるため、実際に児童文化財に触れる機会がある。これらは、いかに言葉を使い、子どもたちに楽しい時間となるように実践的な練習を重ねていきながら、専門性の向上へと繋げていく。これらは教材作成に学生が関わることは少なく、エプロンシアター等は出来上がった教材で授業を行うことが多い。保育の現場では、演じることの難しさや、作成までに時間がかかるなどの理由でごく限られた保育者がこれら、(パネルシアター・ペープサート・紙芝居等)を担っていることが多い。

三原(2018)の研究では、養成校の学生がパネルシアターの発表をきっかけに、学生の語彙力の増え方について研究がなされている。子どもたちの前で、演じることを繰り返していく中で話す言葉、語彙が増えていき、子ども達との会話が増えていっている研究結果がある。また、松尾(2022)の研究結果も、演じること自体学生自身に課題が多く発見されている。「教材を初めて作成し、何をどのように作り、子どもへ発表することの難しさや、作ることに熱心になり、作り上げたことで満足感を味わい、演じるところまで考えなく作成していた」との結果であった。作る課程、演じる課程は別物であり、演じてみて感じる展開の難しさを感じる結果となっている。保育者志望の学生の多くが、教育実習において保育実践として、絵本の読み聞かせ、指遊びなどを行っている。場面として設定保

育の導入として、帰りの会、時間が空いたときに急に何かをするようにいわれ、日常的に絵本の読み聞かせは学生たちにとって身近な児童文化財でもある。パネルシアターやエプロンシアター等の活用はお話を覚えて、演じるということは学生にとって労力を要すると考えられ、中々実践では活用されていないのが現状である。しかし子どもたちにとっては、心身の発達に影響を与え、語彙力を増やすことも明らかとなっている。何より保育の現場にあっては児童文化財の適切な選択及び学生たちの活用が望まれる。

本稿では、「幼稚園教育要領」「教育基本法」「保育所保育指針」から児童文化財の扱いを調査、分析し、「児童文化」の定義についてテキストを見ていき、児童文化財を再認識し、そのつながりを通して保育内容「言葉」との関わりについて考察していく。

#### II. 児童文化財の位置づけ

現代保育用語辞典<sup>1)</sup>によると、「児童文化財」とは「子どもの成長のために大人や子ども自身、そして大人と子どもが協同して歴史的に、また社会的に作りだした、子どもに直接・間接影響を与える諸事象・諸事物を総称した概念である。広義では、子どもを取り巻く諸事象・諸事物すべてを指す。具体的には①玩具・遊具②遊び③書籍(絵本・児童文学等)④お話等⑤マンガ⑥テレビ・ビデオ⑦ラジオ⑧紙芝居・パネルシアター等⑨児童劇・人形劇⑩映画、⑪音楽などがある」とある。保育者が提供する児童文化財が幼児の発達や興味に即しているか、幼児がどう成長するかな

どを効果的に活用するためにしっかりと学ぶ必要がある。児童文化財は、子どもの言語面、情緒面の発達に大きく貢献しており、幼児期においては、欠かすことのできないものであると考えられる。

### Ⅲ. 「幼稚園教育要領」に見る児童文化財の取扱い

2017（平成29）<sup>2)</sup>年告示第5次改訂が行われ、改訂において付け加えられた点として、第2章、幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が加わったことである。「資質・能力」を一体的に育むように努めることを念頭に置いて改訂がなされている。

- (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分ったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
  - (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
  - (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、以下の項目が追加されている。

1. 健康な心と体
2. 自立心
3. 協同性
4. 道徳性・規範意識の芽生え
5. 社会生活との関わり
6. 思考力の芽生え
7. 自然との関わり、生命尊重
8. 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
9. 言葉による伝え合い
10. 豊かな感性と表現

2017年の改訂では、10の姿として10項目が掲げられている。児童文化財においては、9. 言葉による伝え合いの絵本、物語として記載されている。また、教育基本法にも、「伝統」や文化についても記載されている。

教育基本法第<sup>3)</sup>1章 教育の目的及び理念（教育の目的）第2条

「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」と謳われている。

第2条は、幼稚園教育要領領域「環境」では、「内容」〔6〕日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。〕また、「内容の取扱い」では、「(4)文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。〕にあたると思われる。幼稚園教育要領の中では、「唱歌」、「わらべうた」、「伝統遊び」が取り上げられている。領域「言葉」ではどのように記載されているか見ていくと「絵本」「物語」が位置付けられている。「内容の取扱い」に加えられた内容に合わせた記載事項である。それらを表1. にまとめてみた。表1に見られる「言葉」「内容の取扱い」では、～言葉遊び～は、わらべ歌、模倣歌、オノマトベ的な表現も表記されていると思われる。

幼稚園教育要領では、これまで取り上げられなかった「唱歌」「わらべうた」「伝統的な遊び」「言葉遊び」が児童文化財として加筆されている。「わらべうた」は昔のものとして捉えがちではあるが、長い年月受け継がれてくる物語だと考える。ある地方とある地方では音程や言葉がちがってくる。それは、大人から子どもへの口伝え遊びであるからであろう。音程も柔らかく、子ども達はある一定のリズムや動きでイメージを広げ、ゆったりとした時間へと移っていく。音感覚を身につけ、リズムを体感し、オノマトベなど繰り返し耳にすることで言葉の感覚を豊かにしていくとされている。

### Ⅳ. 「保育所保育指針」にみる児童文化財の取扱い

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化の進行、共働き家庭の増加等を背景に、様々な課題が拡大、顕在化してきた。子どもが地域の中で人々に見守られながら群れて遊ぶという自生的な育ちが困難となり、乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になる人も増え

表1. 「幼稚園教育要領」に見られる児童文化財の表記

領域	ねらい・内容・内容の取扱い	表 記 事 項
環境	内容の取扱い	(4) 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。
言葉	ねらい	(2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
		(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。
	内容	(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。
		(1) 先生や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。
		(2) したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。
	内容の取扱い	(9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。
(2) 幼児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。		
(3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。		
表現	内容	(4) 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。
		(6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
	内容の取扱い	(8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。
		(2) 幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。
		(3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫すること。
		(3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫すること。

表2. 第一章 教育の目的及び理念

第二条	(教育の目標)	5) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
-----	---------	---

てきている。身近な人々から子育てに対する協力や助言を得られにくい状況に置かれている家庭も多いことなどが指摘されている。保育の充実や地域における子育て支援の展開など保育関係者の努力によって改善されてきた面もあるものの、子育てに対する不安や負担感、孤立感を抱く人は依然として少なくない。これらのことを背景に、保育所が果たす社会的な役割は近年より一層重視されている。2018年度版「保育所保育指針」にも幼稚園教育要領と同様に「資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が掲げられ、「幼

稚園教育要領」の教育内容との整合性が図られ、いずれの施設に通う子どもについても同等の内容での教育が確保されることとなった。3歳未満の内容は3歳以上児とは別に項目を設けている。以下の5点を中心に考えられている。

- (1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実  
保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ
- (2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ
- (3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康

及び安全の記載の見直し

- (4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性  
 (5) 職員の資質・専門性の向上

「身近なものとの関り感性が育つ」「内容」及び「内容の取扱い」において、領域「環境」の「内容」に、「玩具」、「絵本」、「遊具」といった内容が記載されている。領域「言葉」の「ねらい」「内容」に「言葉遊び」「絵本」「紙芝居」、領域「表現」の「内容」に「歌」「手遊び」の記載がある。「保育所保育指針」で扱われている児童文化財の記載は表3、で示している。乳児については、ウ「身近なものとの関わり感性が育つ」の「内容」においては、①身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。②生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、色、手触りなどに気付き、感覚の働きを豊かにする。③保育士等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。④玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、引っ張るなど、手や指を使って遊ぶ。⑤保育士等のあやし遊びに機嫌よく応じたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かして楽しんだりする。「内容の取扱い」では、①玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、その時々の子どもの興味や関心を踏まえるなど、遊びを通して感覚の発達が促されるものとなるように工夫すること。②乳児期においては、表情、発声、体の動きなどで、感情を表現することが多いことからこれらの表現しようとする意欲を積極的に受け止めて、子どもが様々な活動を楽しむことを通して表現が豊かになるようにすること。が記載されている。それらを表3. まとめた。

## V. 養成校における児童文化財の教授法

児童文化財を与えられるものと、自らの遊びが児童文化財となるものに分けてみると、観たり聞いたり読んだりするものとして、素話、絵本、紙芝居、ペープサート、人形劇、パネルシアターなどと、遊びの内容自体が文化財となるものとして、劇遊び、言葉遊びなどに分けることが考えられる。人形劇、パネルシアター、ペープサートなどは、教師が演じるものを観た

り聞いたりする受容的活用が主である。これらは、幼児の興味や環境を整えていくことで、遊びの内容が児童文化財となっていくと思われる。

### 【素話】

保育内容「言葉」、児童文化財研究の授業の中で、学生たちが課題として実際におこなう際に、まずお話を覚えることで精一杯となり、子ども役の学生たちの表情を見ながら素話を行うことが難しいとの振り返りがあった。素話には、絵や画面がないため、話し手の語る言葉により、子ども達はイメージを広げ、お話しの世界へと入っていくことにより、お互いの絆が強まるものであると考えられるが、お話し言葉のリズムが繰り返し語られることで言葉の面白さや美しさに気づく機会となると考えられる。さらに回数を重ねていくことでこれらは、改善されていくと考えられる。

### 【絵本】

絵本の扱いは、設定保育の導入として用いられることや帰りの集まりの際に保育者が行うことが多いが、これらを実際に子ども達に行う際には、年齢、季節、長さなどを考慮して選書を行うことが多い。学生達への指導では、「絵本は劇場型で読むことはせず、保育者の声、雰囲気子ども達に届けるように」指導を行っている。この時間を楽しみ、子ども達には特別の時間である。絵本は、読み込んで子ども達へ読み聞かせを行って欲しいものである。4歳～5歳には、理解力、想像力が増し思考力もついてくる。単なる絵本ではなく「物語、知識絵本、自然観察絵本」などにも精通した保育へと繋げるように指導が必要となってくる。

### 【紙芝居】

紙芝居の多くは、ねらいがはっきりとしているものが多く、お話しの世界に入りやすいと考えられる。読み手は「劇場型」で読むことが多く、対象も同じ気持ちを受け止めやすく構成されているものが多い。学生が行う際には、必ず紙芝居の舞台を準備し、読み手の顔が画角から出ないように指導を行っている。お話しの世界観を大切に保つための方法としている。

### 【人形劇】

舞台の中で演じられている人形と一体感を感じながら、観ることが出来るように配慮が必要となる。これらは、ごっこ遊び中でも、人形に命を吹き込むように、

表 3. 「保育所保育指針」にみる児童文化財の表記

領域	ねらい・内容・内容の取扱い	1歳以上3歳未満	3歳以上児
人間関係	内容		⑤ 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。
	内容の取扱い		③ 子どもが互いに関わりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるとともに、他の子どもと試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。
環境	内容	玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。	⑧ 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。 ⑨ 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。
	内容の取扱い	① 玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、遊びを通して感覚の発達が促されるように工夫すること。	④ 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。
言葉	ねらい	① 言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。 ② 人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。 ③ 絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。	① 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 ③ 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。
	内容	② 生活に必要な簡単な言葉に気付き、聞き分ける。 ④ 絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。	⑧ いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。 ⑨ 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。
	内容の取扱い		③ 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。 ④ 子どもが生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。
表現	内容	④ 歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。	⑥ 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
	内容の取扱い		② 子どもの自己表現は素朴な形で行われることが多いので、保育士等はそのような表現を受容し、子ども自身の表現しようとする意欲を受け止めて、子どもが生活の中で子どもらしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。 ③ 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の子どもの表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にしておいて自己表現を楽しめるように工夫すること。

一体となり、わくわくしたり、ドキドキしたりしながら、お話しの世界に入り込む。人形を見ることは、人形と演じている人の声、情景等からイメージを膨らませ、人形と一体感を持つ楽しさを体感できるのである。養成校に於いての、人形劇はまだまだ改善の余地があると考えられる。

#### 【パネルシアター】

フラットなPペーパーに色付けを行い、重ねていくことができる不思議さや、絵に動きが加わり幼児の好奇心が高まるという児童文化財といえる。対話形式や音楽に合わせて園児が参加できるというところも幼児の積極性引き出すことができると考える。パネルシアターの魅力として、集中力、観察力、想像力、話す力、考える力が生まれ積極性や感受性なども生まれ、自分も参加したいという意欲も高まると思われる。

#### 【ペープサート】

歌やお話をもとに保育者がイメージしたものをそのまま表現することができる。演じ手と子ども側が一体となり、楽しさを共有できると考えられる。比較的容易に制作することができる。幼児自身が自分で作成することも出来、児童文化財に深くかかわることも期待できる。

#### 【劇遊び】

劇遊びにおいては、絵本からの展開などから子どもが自分でセリフを考えたり、演じたりできる。ごっこ遊びの中でいろいろな役を交代したり、演じる子の表現力や思考力、理解力を育てていく経験となると考えられる。日常生活の「お母さんごっこ」など、日頃見ている人物に成りきることも楽しさの一つと思われる。また、クラスの発表として自然発生した劇遊びに音楽や背景などを付け加え、保育活動のクラスの集大成として保護者などに見てもらうことも出来る。授業の中で扱うには、難しいと考えるが、台本作り、衣装、背景などをグループで行うことは計画ができるが演じることは少し時間がかかるように思う。

#### 【言葉遊び】

伝承遊びや手遊び、歌遊びなど準備しなくても、すぐに子どもたちと時間を共有することができる。音楽的にはリズムを楽しみ、言葉では日頃と違う言い回しを体験できる。これらは、子どもたちの知っている言葉をはるかに超え、語彙力の豊かさにつながるこ

期待できる。養成校では、言葉遊びを「保育内容言葉」で扱うことが多い、指遊びや少し動きのある2人組で行う遊びを中心に行っている。

## Ⅵ. テキストに見る児童文化財の扱い

養成校で使われている川勝泰介(2020)のテキストを見ていくと、「児童文化とは」に始まり、児童文化財の本質や、歴史を細かく取り扱っていることが分かる。養成校の学生たちにとって、児童文化財の役割においては、領域全てに繋がる保育内容と考えられるため、興味深いと思われる。「児童文化財」の授業となると、学生たちは「紙芝居」「人形劇」など視覚を用いた内容を思い浮かべるであろう。しかし、それだけではなく子ども文化の伝承遊びではどうであろうか。学生たちの多くは、メディアからの情報が多く、実際に伝承遊びに触れる機会は何のくらいあったであろうか? 授業で実際に伝承遊びを取り入れても、ピンと来ない学生たちがいる。筆者の伝え方、演じ方も影響していると思われるが、実際に遊んだ経験がないのではないだろうかと思われる感想シートが多くあった。テキストに扱われている伝承遊びや、手遊びに初めて触れる学生達へ、伝承遊びを伝えていく難しさはある。授業では習ったが、実際教育実習においては中々ハードルが高く実践されていないのが現実である。パネルシアター、紙芝居、絵本、などが多く設定保育として行われている。日本文学だけに留まらず、英米・欧児童文化・アジアにおいても知識として知っておいて欲しい教材である。

## Ⅶ 終わりに

授業回数15回の養成校の文化財研究(教育技術論)の中で、学生たち自身が演じる課題に終始することよりも、本質的な文化財研究も多くの時間関わって学んでほしいところである。

制作する～演じる～反省～課題～再演を繰り返しながら技術を磨いていくことも重要であるが、「子どもの遊び」に触れながら、文化財研究を学んでいって欲しいと考える。その中で、広く触れた児童文化財の中から、学生一人ひとりが技術を習得し、子どもと行う



ことが楽しいものとなっていった欲しいと考える。学生がまず楽しんで技術を習得し、あやとり遊び、お手玉、双六、おはじきなど、今まで学生自身の幼児期になかったものを多く取り入れ、様々な遊びを確立していった欲しいと考える。学生同士の学び合いに時間を使って、児童文化財の知識、技術を身につけて現場に出てほしいと考える。

## 引用文献

- 1) 岡田正章他 (1997)  
現代保育用語辞典 フレーベル
- 2) 幼稚園教育要領 (平成 29 年告示)  
文部科学省
- 3) 教育基本法 (平成 29 年告示)  
文部科学省
- 4) 保育所保育指針 (平成 29 年告示)  
厚生労働省

## 参考文献

- ・三原詔子・中村季恵 (2018)  
福岡こども短期大学研究紀要第 30 号
- ・松尾裕美 (2022) 福岡女学院大学  
人間関係学部研究紀要第 23 号
- ・松尾裕美 (2017) 模擬保育に学ぶ教育方法論  
福岡女子短期大学紀要 82 号
- ・川勝泰介 (2020) 「よくわかる児童文化財」  
ミネルヴァ書房

